

# 議会基本条例チェックシート

## ■ 評価について（議員17人がそれぞれ条項ごとに下記のとおり評価）

---

- A** できている（これまで通り行う）    **B** できている（ただし、改善が必要）    **C** できていない（検討を要する）  
**D** できていない（条例改正が必要）    **E** その他    **無回答**

## ■ 総合評価について（議会全体の評価 考え方については下記を参照）

---

### ◎評価の考え方

- ① 上記より **A**は「これまで通り行う」、**B C D E**は「改善・検討・条例改正を要する、その他」という考え方から **A**が**B C D E**の合計数より多い場合は総合評価は**A**、同数または少ない場合は何らかの改善が必要なものと整理する。
- ② ①において総合評価が**A**でない場合、**B C D E**の中から最も数が多いものを総合評価の結果とし、同数の場合は下の評価のものを採用する。
- ③ **無回答**についてはカウントしない。

議会基本条例チェックシート

条文	取組状況・実績	今後の対策等	評価							ご意見・自由記述欄
			A	B	C	D	E	無回答	総合評価	
第1条	(目的) この条例は、二元代表制のもと合議制機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の責務、活動原則、その他の基本事項を定めることにより、議会がその機能を高め、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。		評価対象としない							
第2条	(議会の活動原則) 市民の代表機関である議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 市民への議会活動の説明を行うために、積極的な情報公開や市民が参画しやすい議会運営を行うこと。		4条以降の各条項において評価							
第2条	(2) 市民の多様な意見の把握と政策の立案及び提言等の強化に努め、市政及び議会活動に反映させること。		4条以降の各条項において評価							
第2条	(3) 議会本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務について監視及び評価を行うこと。		4条以降の各条項において評価							
第2条	(4) 市民に分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うこと。		4条以降の各条項において評価							・光市議会の申し合わせが市民に公開されていない。

条文	取組状況・実績	今後の対策等	評価						ご意見・自由記述欄		
			A	B	C	D	E	無回答		総合評価	
第3条	(議員の活動原則) 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な議論を尊重すること。		4条以降の各条項において評価								
第3条	(2) 議員は、市政全般についての課題並びに市民の意見及び要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をする。		4条以降の各条項において評価								
第3条	(3) 議員は、議会の構成員として、市民福祉の向上を目指して活動すること。		4条以降の各条項において評価								
第3条	(4) 議員は、市政に関する調査研究に積極的に取り組むこと。		4条以降の各条項において評価								
第4条	(会派) 議員は、円滑な議会活動を推進するため、会派を結成することができる。 2 会派は、理念や政策を共有する議員で構成する。 3 会派は、政策の立案及び提言、政策決定に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努める。 4 会派の結成等については、別に定める。	円滑な議会活動を推進するため、会派代表者会議などで協議・調整などを行い、合意形成に努めた。		8	5	3	0	0	1	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策の立案及び提言の手法を知りたい。</li> <li>・会派活動を市民に対してより明確にさせ、活性化させていくためにも、会則の定めについて検討をすべき。</li> <li>・改正は必要なし。「理念、政策の共有」「円滑な議会活動」等について会派で思慮が必要だと考える。</li> <li>・数合わせの温床になっている。</li> <li>・会派の中でしっかりと議論は行われている。</li> </ul>

条文		取組状況・実績	今後の対策等	評価							ご意見・自由記述欄	
				A	B	C	D	E	無回答	総合評価		
第5条	(会議の公開と市民参画の推進) 議会は、原則として全ての会議を公開する。	会議は原則公開で開会している。	委員会等の開催日時など事前に公表する工夫が必要。	11	6	0	0	0	0	0	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の早めのお知らせを心掛けているが、さらなる工夫を。</li> <li>・ 市民参画の為の工夫を。</li> <li>・ 特別委員会の開催について記者発表を行うようになったが、ルール作りが必要では。また、メール配信サービス等、相手に届く情報発信の確立が求められる。</li> </ul>
第5条	2 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映することを目的に、市民の議会活動へ参画する機会の確保を図る。	○議会モニター制度を創設し、市民参画の機会を創出した。	/	6	10	0	1	0	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会モニター制度は評価したい。今後は手法について改善が必要。</li> <li>・ モニター制度以外にも手法を考える。</li> </ul>
第6条	(説明責任) 議会は、その意思決定又は政策決定を行った場合は、その議決責任を認識するとともに、市民に対して説明する責任を有する。また、議会は、議案に対する議員の賛否を公開する。	○議会報告会で市民に主な施策について説明した。 ○議案ごとに議員の賛否をホームページに公開している。	様々なツールを活用し、情報発信を行う。	7	9	1	0	0	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策に強い議会に。</li> </ul>

条文	取組状況・実績	今後の対策等	評価							ご意見・自由記述欄		
			A	B	C	D	E	無回答	総合評価			
第7条	(議会報告会及び市民との意見交換) 議会は、議会で行われた議案等の審議過程及び結果について市民に報告するとともに市政全般に関する課題について意見交換を行うことを目的に、議会報告会を開催する。	議会報告会や高校生との意見交換会を毎年開催した。 (議会報告会) 28年度 実施会場7 参加者128人 29年度 実施会場1 参加者41人 30年度 実施会場6 参加者153人 ※ 29年度は手話通訳・要約筆記のスクリーン表示 30年度は手話通訳を2会場に導入 (高校生との意見交換会) 28・29・30年度 参加者21人(各校7名)	様々な年代の方の参加を促す魅力的な報告会の工夫が必要。	6	11	0	0	0	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代等の、若い世代との意見交換が必要となっていると考える。</li> <li>様々な方たちとの意見交換を検討すべき。</li> <li>広報広聴特別委員会に付議されているが、改革先行型で取り組んできた中で、年間スケジュールとして取り組む事の必要性、内容については常にブラッシュアップが必要。また、要綱については文言整理等が必要。</li> <li>委員会を中心とした活動を。</li> <li>手上げ方式、諸団体との意見交換会に転換すべき。</li> </ul>
第7条	2 議会は、前項の議会報告会のほか、市民の多様な意見を把握することを目的に、必要に応じて意見交換の場を設けるものとする。	平成29年3月光商工会議所との意見交換を委員会で実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○積極的に意見交換会の場を設ける仕組みの検討が必要。</li> <li>○委員会が主体となり年間事業として、意見交換会をスケジュール化する。</li> </ul>	2	7	7	1	0	0	0	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>一年中、意見交換会を募集してみてもは。</li> <li>委員会ごとに要望所書提出者や関係機関等との積極的な意見交換が必要。</li> <li>市民意識の高い話題に。時期を逸することなく場を設けることが大事。</li> <li>回数が少ない。</li> </ul>

条文		取組状況・実績	今後の対策等	評価							ご意見・自由記述欄	
				A	B	C	D	E	無回答	総合評価		
第8条	(広報広聴) 議会は、市政及び議会に関する情報を市民に提供するとともに、市民の意見、要望等に係る内容及び対応について積極的に公表するものとする。	○議会広報紙は休止中。 ○議会報告会で寄せられた意見とその回答についてホームページなどで積極的に公表している。	議会広報紙の再開を含め、紙ベースでの情報ツールを再考。	2	9	5	1	0	0		B	・議会だよりの発行。 ・議会報の早急な発行を。 ・広報広聴特別委員会の成果に期待。 ・紙媒体における最低限の広報伝達ツールは必要。
第8条	2 議会は、多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報広聴活動の充実に努めるものとする。	○光市議会記者会見 ○議会フェイスブックを開設した。	本会議や委員会の動画配信等の手法を検討。	4	10	2	1	0	0		B	・ケーブルテレビ等の活用もまだまだ考える。 ・記者会見、FBは評価に値する。今後も時代にあった多種多様な広報広聴活動が求められる。早めの取り組みに期待。また、議会広報紙と一体化して考える必要もある。
第8条	3 議会は、前条の議会報告会、広報広聴活動の推進及び充実に目的に、広報広聴委員会を設置することができる。	議会報告会等の実施や議会モニター制度の活用等、広報広聴特別委員会を設置し、同委員会は年間を通じて継続的な取り組みを行っている。	広報広聴特別委員会の設置後、1年を経過しておらず、付議された取組を今後も継続する。	12	3	2	0	0	0		A	
第9条	(請願及び陳情) 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。	請願・陳情については提出しやすくなるよう、ホームページで図や表を交えた案内に刷新し、市民から提出しやすい環境整備をした。	今後もこれまでの取組を継続。	10	5	1	1	0	0		A	・市民へのフィードバックの手法が必要。 ・陳述等の機会を確保したのは評価する。 ・請願と陳情の要件と処理方法を明確に定義し公表する必要がある。

条文		取組状況・実績	今後の対策等	評価							ご意見・自由記述欄
				A	B	C	D	E	無回答	総合評価	
第9条	2 議会は、必要に応じて、請願者又は陳情者の意見陳述等を行う場を設けるよう努めるものとする。	陳情について、一定の条件のもと、陳情者に対し、意見陳述の機会を確保した。（16件の陳情を受付・4件意見陳述）	陳情等の受付時の聞き取りや、陳情に関する委員会運営、陳情後の議会としての対応を検討していく。	8	7	1	1	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情者への報告、議事録等、課題はある。</li> <li>・請願者、陳情者に対して審議や調査の結果を通知しなければならない・・・との項目を追加。</li> </ul>
第10条	(市長等との関係) 議会は、二元代表制のもと、議事機関として市長等との緊張感を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、責任ある政策の立案及び提言等を通じて、市長等とともに、市政の発展に努めなければならない。	議事機関として、二元代表制のもと、市長等とともに、市政の発展に努めた。	今後もこれまでの取組を継続しつつ、改善を検討する。	8	6	3	0	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任ある政策の立案及び提言等ができていない。</li> <li>・監視及び評価は個として行っており、責任ある政策の立案、提言につなげるためには、仕掛けが必要。委員会の年間テーマ、意見交換、自由討議、自由協議の活性化から、委員会や議会からの政策提言、立案につなげたい。</li> <li>・決議や意見書など議会としての意思表示が極めて少ない。</li> </ul>
第10条	2 議会は、政策提言及び政策提案の内容を市民に明らかにする。	災害時において議会要望を市長に提出し、記者発表およびホームページで内容を公開した。	今後もこれまでの取組を継続しつつ、改善を検討する。	7	4	6	0	0	0	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策提言等はあまりできていないので、委員会等で検討する必要がある。</li> <li>・現在、議会からの政策提言は0と感じている。年間件数の公開が必要。</li> <li>・常任委員会としての事例がまだない。</li> <li>・各会派からの予算要望書が公開されていない。市民から見えにくい。</li> </ul>

条文	取組状況・実績	今後の対策等	評価						ご意見・自由記述欄		
			A	B	C	D	E	無回答		総合評価	
第10条	3 本会議における議員の市長等に対する質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。	一問一答方式での質問を活用している。	今後もこれまでの取組を継続。	11	5	1	0	0	0	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長答弁をお願いしたい。</li> <li>・一問一答方式のみで、いいのでは。</li> <li>・新人議員の研修が必要。</li> <li>・反問権の導入を。反論権は不要。市長等は議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長等の許可を得て、当該議員に対し、反問することができる、との項目を追加。</li> </ul>
第11条	<p>(政策等の評価)</p> <p>議会は、市長等が提案する政策等について、審議を通じて政策の向上を図るため、次に掲げる事項に主眼を置いて評価する。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景</p> <p>(2) 提案に至るまでの経緯</p> <p>(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討</p> <p>(4) 総合計画との整合性</p> <p>(5) 関係法令及び条例等</p> <p>(6) 財源措置及び将来にわたる費用と効果</p>	各項目に掲げる事項に主眼を置いて政策等の評価を行った。	第3者の評価等、検証・検討する手法を研究していく。	6	8	3	0	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価を見える化することが必要。</li> <li>・いろいろな評価を検証研究する。</li> <li>・事前勉強会を行うことによって、質問の質を上げると共に、スムーズな委員会運営につなげる取り組みをしてみてもは。</li> <li>・11条の論点を再点検する必要がある。</li> <li>・(1)～(6)までにに関する資料について検討してみてもは。</li> <li>・執行側からの専門的な提案等に対して、議会側の評価能力を問われていると思う。</li> <li>・議員でのばらつきがある。</li> </ul>
第11条	2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、論点を明らかにするとともに、執行後における政策等の評価の視点も踏まえるよう努める。	執行部作成の事務事業評価を参考に、自己の意見を開陳しながら政策などの評価に努めた。		6	6	4	1	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前勉強会を行うことによって、質問の質を上げると共に、スムーズな委員会運営につなげる取り組みをしてみてもは。</li> <li>・決算評価の意味が分かってない議員がいる。</li> <li>・予算計上されたものが決算資料に明記されていなかった事例あり。審議困難。</li> </ul>

条文		取組状況・実績	今後の対策等	評価							ご意見・自由記述欄	
				A	B	C	D	E	無回答	総合評価		
第12条	(予算及び決算審議) 議会は、市長の提出する予算案及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かり易い説明資料を作成するよう求めることができる。	これまでの説明資料については、随時改善が行われているが、現状の資料からさらに分かり易い説明資料を求める余地がある。	詳細な事業ごと決算資料や決算から次年度予算への反映状況が確認できるなど、年度間での事業連動性を理解できる資料を求めている。	7	9	1	0	0	0		B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の説明資料も分かりやすいが、事業連動性の分かる資料は必要。</li> <li>・主要施策の評価において、成果の表記が少ないと思われる。予算決算後の委員会で振り返り協議会を開催してみればよいと思われる。</li> <li>・常に現状資料を求め、注視し、達成度をチェックすべき。</li> <li>・「主要な事業の成果」は決算書の付属資料ではあるが、決算書の款項目節順に並んでいないことが明記されておらず、分かりにくい。</li> </ul>
第12条	2 予算及び決算の審議に当たって、必要な場合は委員会を設置することができる。	各常任委員会が委員会所管業務について詳細に審査しており、予算・決算の審議は別の委員会設置は行っていない。	今後もこれまでの取組を継続。	13	4	0	0	0	0		A	

条文	取組状況・実績	今後の対策等	評価							ご意見・自由記述欄		
			A	B	C	D	E	無回答	総合評価			
第13条	<p>(議決事件)</p> <p>議会は、光市のまちづくりにおける積極的な役割を果たすため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき議決すべき事件を定める。</p> <p>2 議決事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>必要に応じ議決事件として審議・議決している。</p> <p>(光市行政に係る基本的な計画等を議会の議決事件等にする条例)</p> <p>基本条例制定後、4件の計画を議決した。</p> <p>○第2次光市総合計画</p> <p>○第3期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画</p> <p>○第2次光市生涯学習推進プラン</p> <p>○第3次光市男女共同参画基本計画</p>	<p>条例の検証が必要。</p>	3	12	2	0	0	0		B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前審査にならぬよう見直す必要あり。</li> <li>・運用の手順の見直しは重要で議案上程までの流れに問題あり。</li> <li>・議会としての力を発揮するために、当初の目的に沿って運用されているかの検証が必要。</li> <li>・対象とするものを少なくするよう検討してみては。</li> <li>・議決事件の対象条件は、金額のみに限らず、重要性をとらえるべき。</li> <li>・形骸化している。</li> <li>・計画立案過程の報告に対する議会側の対応結果が公表されていない。</li> </ul>
第14条	<p>(議員間討議)</p> <p>議会は、議員相互の自由な討議を重視した運営に努めるとともに、議案等を審議し結論を出す場合にあっては合意形成に向けて議員相互において議論を尽くすよう努める。</p>	<p>議員間討議（試行）を実施した。</p>	<p>議員間討議（試行）を委員長の議事整理権のもとで、実施（試行）・充実させていく。</p>	5	7	4	1	0	0		B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できれば実施要綱を。</li> <li>・ルール化を。</li> <li>・基準を定めながら充実を図る。</li> <li>・委員会重視での試行。重要案件については、全員協議会で。</li> <li>・委員長のさばきかたもポイント。</li> <li>・議員間討議にあたっては、議員のみが発言できるという項を追加。</li> </ul>

条文		取組状況・実績	今後の対策等	評価						ご意見・自由記述欄	
				A	B	C	D	E	無回答		総合評価
第15条	(政策討議) 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策の立案及び提言を推進するため、必要に応じて政策討議の場を設けることができる。	重要な政策及び課題に対して、合意形成等を図っているが、政策討議の場を設け、政策の立案及び提言の推進に結び付けるものはなかった。	課題やテーマの抽出を行い、政策討議を行う。	0	2	13	1	0	1	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査、調査が必要であれば、連合審査会を開く。</li> <li>・光市議会では委員会中心主義をとっており、委員会で議員間討議の活性化に取り組んでおり、現状では馴染まないのでは。できる規定なのでそのままか。</li> <li>・基準を定めながら充実を図る。</li> <li>・現在の時代背景を鑑み、真の合意形成を図れるよう考える。</li> <li>・委員会活動の中でのテーマの取りまとめが、政策討議になるのでは。</li> <li>・表題を年間テーマとしてはいかがか。</li> </ul>
第16条	(議会の運営原則) 議会は、合議制機関として、議員相互の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。 2 議会は、議長、副議長等の選出について、別に定める。 3 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。 4 議長及び委員長は、それぞれ、議会又は委員会における発言に対し、論点整理に努める。	議会を代表する議長の役割・立場を定め、民主的かつ効率的に議会運営を行った。		10	5	1	0	0	1	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民主的かつ効率的な取り組みを行っている。</li> <li>・会派に属さない議員への課題は大きい。「議員相互の議論を尊重し～」とあるが、議会運営委員会等でも、拒否権等もない。合議制機関としては、非民主的であると言える。</li> </ul>

	条文	取組状況・実績	今後の対策等	評価							ご意見・自由記述欄	
				A	B	C	D	E	無回答	総合評価		
第17条	<p>(委員会) 委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、その機能を十分発揮するよう運営しなければならない。</p> <p>2 委員会は、その専門性と特性を活かし、市民にわかりやすい運営に努めるものとする。</p> <p>3 委員会の設置及び運営については、別に条例で定める。</p>	<p>年間テーマを設置し、重要テーマについては議員間で意見交換・情報共有を行い、その後、現地視察などを実施し議員個々の認識を深め、委員会の機能発揮に努めた。</p>	<p>委員会の活動を記録する報告書の作成、執行部への要望等、広く市民にPRする仕組みが必要。</p>	7	9	1	0	0	0		B	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民へのPRのツールが必要。</li> <li>それぞれの委員会が活性化のために取り組んでいる現状。年間テーマについては、委員会の力を発揮し、市民にも分かりやすいアウトプットをする必要がある。</li> <li>委員会活動を積極的に発信することで、議会への不信は払拭できる。</li> <li>委員会は任期終了前に活動報告書を作成し、公開するとの項目を追加。</li> </ul>
第18条	<p>(調査研究機関及び検討会の設置) 議会は、市政の課題に関する調査研究のため必要があると認めるときは、専門的知見を有するもの等で構成する調査研究機関を設置することができる。</p> <p>2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関の構成員に議員を加えることができる。</p> <p>3 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会を設置することができる。</p>	<p>専門的知見を活用する議会アドバイザー制度を創設した。</p> <p>調査研究の必要に応じて設置する検討会については設置していない。</p>	<p>議会アドバイザー制度創設から時間が経過していないが、第3項の検討会については、検討会については、必要があれば設置し、活用する。</p>	4	4	8	0	0	1		C	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の活用がなされていない。もっと積極的に活用すべき。</li> <li>アドバイザー制度を具体的に。設置を検討すべき。</li> <li>アドバイザー制度については、予算も絡む事なので、認識の違いから活用できていない面もあるのでは。共通認識を確認する必要がある。</li> </ul>
第19条	<p>(議員研修) 議会は、議員の政策形成及び立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、前項の議員研修に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催することができる。</p>	<p>市議会議長会等の研修に出席するなど、議員研修の充実強化を図った。専門家、市民等との研修会は実施していない。講師を招き、光市主催で周南3市合同の研修会を開催した。</p>	<p>今後もこれまでの取組を継続しつつ、改善を検討する。</p>	6	7	3	0	0	1		B	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、18条のアドバイザー制度の活用、政務活動費を活用した各会派、また会派を超えた合同での研修会に期待する。</li> <li>光市議会主催での研修を増やす必要がある。</li> <li>市民が参加する研修会が開催されていない。</li> </ul>

条文		取組状況・実績	今後の対策等	評価							ご意見・自由記述欄	
				A	B	C	D	E	無回答	総合評価		
第20条	(政務活動) 会派は、政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう市政に関する政務活動を積極的に行わなければならない。 2 会派は、政務活動費の適正な執行を図るとともに、市民に対し、用途を説明する責務を負う。 3 議会は、政務活動費の収支報告及び証拠書類を公表することにより、用途の透明性の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、政務活動費については、別に条例で定める。	条例の規定に基づき、政務活動費の適正な執行を図っており、ホームページへの掲載や簡易閲覧など、透明性の確保に努めた。	政務活動費の用途につき更なる透明性の確保に努める。	3	12	2	0	0	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より透明性の確保、有効活用に取り組む。</li> <li>・議会改革推進特別委員会に付議されているものなので、時代にあったものになるよう期待している。</li> <li>・本条例制定後に本条項の具体的な運営をまとめており、2019年より実施すべきと考える。</li> <li>・旅費の実費化、日当の廃止、新聞代の重複のチェック。</li> </ul>
第21条	(予算の確保) 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保し、円滑な議会運営の実現を図るため、市長に対し、必要な予算の確保を求める。	議会の機能強化のため、果たすべき役割を実現するため、必要な予算の確保に努めた。	※議会費の事務的な流れを含め、予算の確保におけるプロセスを明確にし、再確認をする。	6	7	3	1	0	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の予算の流れを明確に把握すべき。</li> <li>・執行部の予算要望プロセスを理解し、委員会の年間テーマの取り組み、市民要望、市議会報告会、自由討議や協議から発展的に委員会合意をはかり、議会（委員会）からの総意として執行部へ予算要望する仕組みづくりが必要。</li> <li>・市の財政を俯瞰的にみる必要がある。</li> </ul>
第22条	(議会改革) 議会は、議会の信頼性を高めるため、継続的な議会改革に取り組むものとする。 2 議会は、前項の改革に取り組むことを目的に、必要に応じて議員で構成する推進組織を設置するものとする。	継続的な議会改革の推進に取り組んでおり、改革推進委員会や議会のあり方調査特別委員会・広報広聴特別委員会・議会改革推進特別委員会を設置し、議会改革に取り組んだ。	今後もこれまでの取組を継続。	13	4	0	0	0	0	0	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革の取り組みが、ホームページで反映されていない。</li> </ul>

条文	取組状況・実績	今後の対策等	評価							ご意見・自由記述欄	
			A	B	C	D	E	無回答	総合評価		
第23条	(議員の政治倫理) 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、良心及び責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。 2 議員の兼業の報告義務等の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。	議員の責務、政治倫理基準、兼業報告義務など、高い倫理性に基づいた行動がなされているが、政治倫理審査会が設置されたことがある。	政治倫理基準の認識の徹底・見直し等検討する。	2	10	1	1	1	2	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討する必要がある。</li> <li>・政治倫理においては、基本的には自己責任で説明責任を果たし、選挙における当落で市民からの評価を受けるものと思っている。そんな中、他の議員も同席する中で議員のセクハラを疑われる事件が発生し、政治倫理審査会が設置されたことは議会として誠に遺憾である。</li> <li>・弁明書の提出期限が条例に定められていない。</li> </ul>
第24条	(議員定数) 議員定数の基準は、本市の人口、面積、財政力及び事業課題を比較検討し、決定するものとする。 2 議員定数については、別に条例で定める。	定数条例で定めている。		9	6	0	0	1	1	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定数条例で定められているが、4年に1回の選挙に向けて、検証、検討が必要だと考えられる。</li> </ul>
第25条	(議員報酬) 議員報酬に関する条例改正の提案に当たっては、市政の課題及び将来展望、財政力等を十分に考慮するとともに、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用するものとする。 2 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況・事業課題及び類似する他市の議員報酬等を勘案し、定めなければならない。 3 議員報酬については、別に条例で定める。	報酬条例で定めている。		8	7	0	0	1	1	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬に関しては、政務活動費と一体化して検討する必要があるのではないかと考える。</li> <li>・報酬審が、開かれていない。</li> </ul>

条文	取組状況・実績	今後の対策等	評価							ご意見・自由記述欄		
			A	B	C	D	E	無回答	総合評価			
第26条	(議会事務局) 議会は、政策の立案並びに提言能力の向上及び監視・評価機能の強化を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。	調査機能や法務機能の充実強化のため、職員研修等に参加し、資質向上に努めている。	事務局の業務を把握し、議会における専門的職員の配置を含め検討していく。	8	6	3	0	0	0		B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的職員の配置の検討が必要。</li> <li>・人数を増やし、充実を図る。</li> <li>・会議録等の整理、保管について検証。場合によっては是正策が必要と考える。</li> </ul>
第27条	(議会図書室) 議会は、調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、図書及び資料等の充実に努めるものとする。	調査研究に資する図書及び資料等の整備が不十分。	一般開放を前提とし、公立図書館との連携、PCの設置等の機能・資料の充実や改善が必要。	2	4	9	2	0	0		C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・このままでは、必要ないのでは。</li> <li>・IT社会になり、現状にあったものを研究していくべき。</li> <li>・まず、整理整頓。その上で、記録的資料だけでなく、まちづくりにつながる雑誌等も整備したい。</li> <li>・総合的な検討を。</li> <li>・市民の活用について条例に明記し、図書室に明示が必要。</li> </ul>
第28条	(最高規範性) この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する条例、規則等の制定を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合性を図るものとする。 2 議会は、議員にこの条例の理念と趣旨を浸透させるため、改選後においては速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。	議会に関する条例等は、この条例の趣旨に反することがないよう整合を図っている。	議員への研修も含め、今後もこれまでの取組を継続。	8	6	1	0	0	2		B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できていない。</li> <li>・評価を通じ、再認識ができる。</li> <li>・次回議会改選後、議会基本条例と政治倫理条例の研修会を開催すべき。</li> </ul>

条文		取組状況・実績	今後の対策等	評価							ご意見・自由記述欄
				A	B	C	D	E	無回答	総合評価	
第29条	<p>(見直し手続)</p> <p>議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを必要に応じて検証するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。なお、評価に関しては、議会運営委員会で検討するものとする。</p> <p>3 議会は、前項の規定により措置を講じた場合は、その理由及び内容を公表するものとする。</p>	<p>条例の目的が達成されているかどうか必要に応じて検証することとしている。</p>	<p>評価については、一定期間中（定期的）に議会運営委員会において行う。</p>	3	5	6	2	0	1	C	<p>・改革先行型で実施された事柄については、議会基本条例の改定の際に条例に織り込む必要がある。</p>